

岩倉市議会サポーター制度について

【目的】

岩倉市議会サポーター制度を設置することにより、岩倉市議会の運営等に関し、市民からの要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することを目的としています。

【人数】

100名以内

※年齢満18歳以上（平成30年8月1日現在）の市民から年代別は無作為に抽出された市民、又は公募による市民です。

【任期】

1年。ただし、再任（1回）を可としています。

【資格】

- (1) 年齢満18歳以上の本市在住、在勤又は在学者です。
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員は除きます。

【職務】

- (1) 当市議会の本会議、常任委員会等を可能な限り傍聴していただき、ご意見やご提言を文書により提出していただきます。

※ 以下の方法で、定例会の代表質問・一般質問等を録画配信しています。

ご都合に合わせてご視聴いただき、傍聴に代えていただくことも可能です。

《インターネットによる録画配信》（<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>）

- (2) 市議会議員との意見交換会等にご出席いただき、ご意見を述べていただきます。
- (3) 随時、議会運営等に関するご意見やご提言を、文書やEメールでお寄せいただきます。
- (4) 議長からお願いするアンケート等に回答していただきます。

【報酬等】

謝礼として3,000円相当のクオカードをお渡しします。

【傍聴のご案内】

傍聴の際に、ご活用いただけるよう各定例会の開催に合わせて、議会日程を議会ホームページ上に掲載してお知らせします。（ご希望により郵送させていただきます。）

＜定例会の開催時期＞ ※ 開催の日程については、変更する場合があります

6月定例会（6月初旬～下旬）

9月定例会（8月下旬～9月下旬）

12月定例会（12月初旬～12月下旬）

3月定例会（2月下旬～3月下旬）

【傍聴の方法】

本会議・委員会を傍聴する際は、事前にお渡しする「サポーター証（首かけ式の名札）」をお持ちいただき、受付で職員にご提示ください。また、傍聴席や委員会室の出入りは、自由に行えます。

【市議会に対するご意見、ご提言の提出について】

①「市議会サポーターの声（別紙）」にお名前など必要事項と、ご意見を記入し、市議会事務局にお送りください。

※ 送付方法は、郵送、FAX、Eメールのいずれの方法でも結構です。

＜住所＞ 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

＜FAX＞ 0587-66-0055

＜Eメール＞ gikai@city.iwakura.lg.jp

※ 特定の個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見はご遠慮ください。

※ 市議会サポーターからのご意見を受理した後、市議会から回答をいたします。回答を要しない場合は、「回答不要」欄にチェックをつけるか、その旨記載してください。

※ いただいたご意見やご提言は、議会内に周知するとともに、個人情報削除した上で、市議会の広報媒体（市議会だより、ホームページ等）に掲載する場合があります。

②市議会サポーターのご意見提出については、提出回数等の決めはありません。また、意見交換会等の出席も強制ではありません。ご無理のない範囲で活動をお願いしております。

③ご提出いただいた意見内容、個人情報については、「岩倉市議会サポーター」以外の目的には一切使用いたしません。

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にお問い合わせください。

（問合先）岩倉市議会事務局

〒482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

電話 : 0587-38-5820

FAX : 0587-66-0055

Eメール : gikai@city.iwakura.lg.jp

市議会サポーターの声

年 月 日

お名前 _____

件 名 _____

市議会サポーターの声の内容・項目について、該当するいずれかを以下から選び、○で囲んでください

- 項目分類 ①代表・一般質問について ②傍聴について ③議会広報について
 ④議会ホームページについて ⑤議会運営について ⑥その他

※複数の項目に関するご意見をお寄せいただく場合は、内容ごとに意見用紙を変えていただくか、それぞれの件名を明記し、上記の項目分類を記入してください。

市議会からの回答が必要な場合は、必ずチェック して下さい 回答要
 岩倉市議会 電話 38-5820 FAX 66-0055 Eメール gikai@city.iwakura.lg.jp